仕事と子育ての両立をはかる行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることに よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2023年9月11日 ~ 2025年3月31日まで
- 2. 内容

目標1:育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場 復帰をサポートする。

<対策>

- 2023 年 10 月~ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2023年10月~ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2:産前産後休暇や育児休業、育休中の育児休業給付金、社会保険料の免除、育 休復帰後の育児短時間勤務など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

● 2023 年 10 月~ 制度に関するパンプレットを作成し職員に配布

目標3:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

- 2023年10月~ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2024年 3月~ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2024 年 4月~ 広報などでキャンペーンを行う

目標4:地域の子どもの職場体験及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

- 2023 年 10 月~ 受け入れ体制について検討開始
- 2024年 2月~ 関係行政機関、学校との連携
- 2024年 4月~ 職員への取組の周知

令和5年9月11日 策定

社会福祉法人 牧羊会